

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 職員の超過勤務等の時間数の上限に関する規定を規則で定められるよう、条例の施行に関し必要な事項について任命権者への委任規定を設けるため、条例の一部を改正するものである。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 26 年 11 月国立市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。